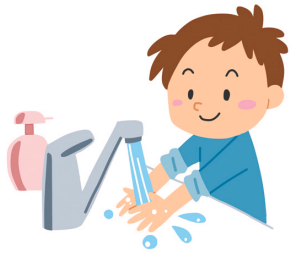

町営水道の手続きが便利になりました

行政手続きの押印見直しにあわせて、4月1日から、町営水道の一部の手続が、電話や電子メール等からできるようになりました。

■手続きで必要な情報

共　　通	契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等 ※代理人が手続きを行う際は、代理人の情報も必要です。
水道の開始（再開の届出に限る）	・水道を使用する場所の住所　・給水用途 ・納付書の送付先　・使用開始日 ・料金の支払方法（納付書、口座振替（金融機関に口座振替の申込みをした方のみ））
水道の休止	・使用を休止する場所の住所　・給水用途　・休止の理由（転居、一時休止等） ・使用休止日、精算料金の支払方法（納付書、口座振替） ・納付書の送付先（転居先等）
給水用途の変更	・水道を使用している場所の住所　・現契約での給水用途 ・変更したい給水用途　・用途の変更理由　・変更日

これまでの届出書の提出も受け付けています。また、手続きの方法は、町ホームページでも確認できます。

▼**対象手続き**　水道の開始（再開の届出に限る）、水道の休止、給水用途の変更

▼**手続方法**　電話、ファクシミリ、電子メール

▼**注意事項**

・対象手続き以外の手続きは、書類の提出が必要です。

・希望日の1週間前までに手続きを行ってください。また、届出日より以前の日付での手続きはできません。

・申し込み内容の確認のため、電話をすることがあります。

・必要な情報（上表）に不備がある場合は、申し込みを受け付けできないことがあります。

・ファクシミリで申し込む際には、既定の様式をご使用ください（町ホームページからダウンロードできます）。

・水道の契約内容に関しては、那須町水道給水条例に準じます。

・公共下水道に接続している場合は、あわせて那須町下水道条例第16条の規定の届とみなします。

▼**申込み・問合せ**
上下水道課水道業務係
☎72 6920　Fax 72 6727
✉suido@town.nasu.lg.jp

水道料金・下水道使用料がLINEPayで納付できます

4月1日から、「PayPay」に加え、スマートフォンアプリ「LINE」のモバイル決済サービス「LINEPay」を使って水道料金・下水道使用料を納付できるようになりました。

▼**利用方法**

①バーコードが印刷された水道料金等の納付書を用意する。

②「LINEPay」のメニュー画面にある「請求書支払い」をタップする。

③納付書のバーコードを読み取る。

④納付内容を確認し、「決済」をタップして手続きを完了する。

※バーコードの有効期限が過ぎた納付書では手続きができません。

※あらかじめ「LINEPay」への登録と、残高にチャージをしておく必要があります。

※領収書は発行されませんが、アプリの「決済履歴」で支払い履歴を確認できます。

※「LINEPay」の詳しい利用方法は、ガイドページ(http://pay-blog.line.me/archives/74562305.html)をご覧ください。

▼**問合せ**　上下水道課水道業務係
☎72 6920

農業経営収入保険に加入しましょう

那須町農業経営収入保険加入促進事業補助金は、自然災害等に備えた地域農業の維持と継続を図るため、栃木県農業共済組合の農業経営収入保険に加入している町内の農業者や法人に対して補助金を支払うものです。

保険の加入手続きと補助金の支払いは、農業共済組合が取りまとめて行います。令和3年度の補助金を受け取るには、11月30日までに加入手続きが必要です。ぜひ保険への加入をご検討ください。

▼**補助金を受ける条件**

栃木県農業共済組合で行う、毎年1月から12月までの期間に農業経営収入保険へ加入しており、保険料等の総額のうち積立金を除いた額と事務費の合計が1万円以上であること

▼**補助額**

保険料等の額の3分の1

※千円未満は切り捨て。ただし、上限は3万円。

▼**問合せ**

○保険への加入について
栃木県農業共済組合那須北支所
☎64 3663

○補助金について
農林振興課農政係☎72 6911